

規則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表主任専門員の項中

技術職員	上司の命を受け、技術又は給食業務で知識、経験等を必要と相当困難なものに従事する。
------	--

食の
する

を

技術職員	上司の命を受け、技術又は給食の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
技能職員	上司の命を受け、自動車の運転、農林作業、畜産作業、園芸作業、介助等若しくは炊事の業務又は環境整備その他の用務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。

に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。